

令和6年度 専門相談実施計画表

松江市役所 消費・生活相談室

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法律相談 (予約制) 毎月毎週火曜日 13:15～16:15	2日	7日	4日	2日	6日	3日	1日	5日	3日	7日	4日	4日
	9日	14日	11日	9日	13日	10日	8日	12日	10日	14日	18日	11日
	16日	21日	18日	16日	20日	17日	15日	19日	17日	21日	25日	18日
	23日	28日	25日	23日	27日	24日	22日	26日	24日	28日		25日
行政相談 第2・4水曜日 13:00～16:00	10日	8日	12日	10日	14日	11日	9日	13日	11日	8日	12日	12日
	24日	22日	26日	24日	28日	25日	23日	27日	25日	22日	26日	26日
登記相談 (予約制) 第3木曜日 13:00～16:00			※ ¹ 6日	※ ¹ 4日		※ ¹ 5日	※ ¹ 3日		※ ¹ 5日		※ ¹ 6日	
	※ ² 18日	16日	20日	※ ² 18日	15日	19日	※ ² 17日	21日	19日	※ ² 16日	20日	※ ³ 13日
人権相談 第1・3水曜日 13:30～16:00	3日	1日	5日	3日	7日	4日	2日	6日	4日		5日	5日
	17日	15日	19日	17日	21日	18日	16日	20日	18日	15日	19日	19日
行政書士相談 第4木曜日 13:00～16:00	※ ⁴	※ ⁴	27日	25日	※ ⁴	26日	24日	28日	26日	23日	27日	27日
労働・社会保険相談 第3金曜日 13:30～16:00	19日	17日	21日	19日	※ ⁵	20日	18日	15日	20日	17日	21日	※ ⁵
暴力団に関する相談 第2金曜日 13:30～16:00	12日	10日	14日	12日	9日	13日	11日	8日	13日	10日	14日	14日

※1 登記相談・・・6月・7月・9月・10月・12月・2月は、第1木曜日にも相談を実施します。

※2 登記相談・・・司法書士による相談を実施しますが、4月18日、7月18日、10月17日、1月16日は土地家屋調査士による相談もあわせて実施します。

※3 登記相談・・・3月は、第2木曜日に実施します。

※4 行政書士相談・・・4月・5月・8月は、ありません。

※5 労働・社会保険相談・・・8月・3月は、ありません。